

「西東京市障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定について

1. 計画策定の趣旨

(1) 本市における障害者支援の計画的取組

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成 23 年 7 月に改正され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

本市においても、平成 26 年 3 月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んでいます。

また、障害福祉サービス等については、平成 18 年度より 3 年を一期とする「障害福祉計画」（「障害児福祉計画」は、平成 30 年度より 3 年を一期とする。）により、その充実に努めてきました。今年度で、「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」の計画期間が終了します。

(2) 「障害福祉計画」の概要

障害福祉に関するサービス等は、全国一律に定められた障害福祉サービス、障害児に対するサービス、地域の実情に合わせて自治体を実施する地域生活支援事業のほか、地域相談支援、計画相談支援等の相談支援から構成されます。「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、これらサービス等の 3 年間の利用見込量及びその確保のための方策を定める計画です。

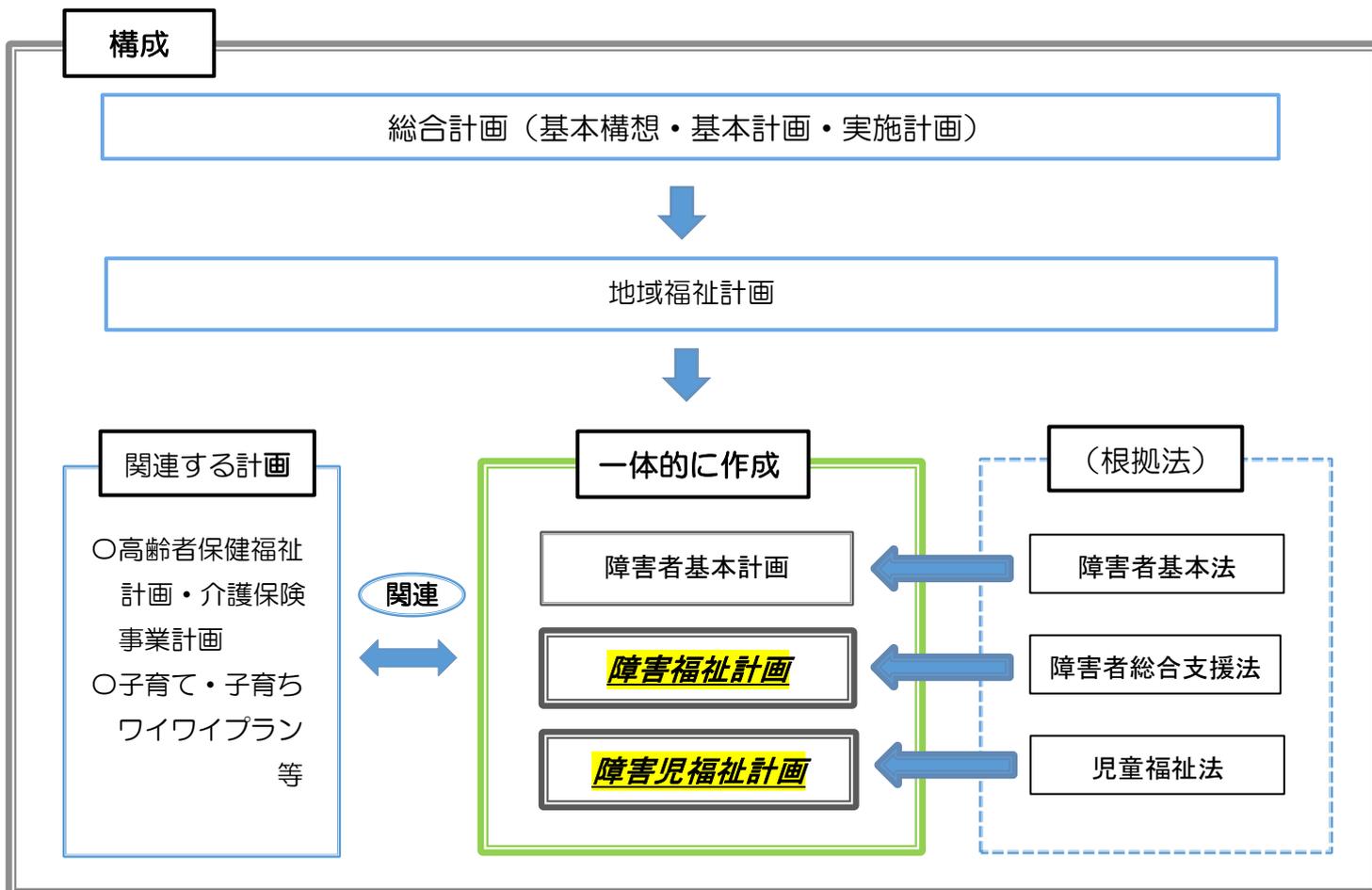
現行計画は平成 30 年度から令和 2 年度を期間とする「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画」です。昨年度実施しました障害当事者へのアンケート調査や関係団体等へのヒアリングを基に、ニーズ等を把握しながら、今年度に令和 3 年度から令和 5 年度を計画年度とする次期計画を策定します。（「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は一体的に作成することが可能とされています。）

なお、障害のある人のための施策全般についての基本的な計画として、「障害者基本計画」があります。当市では、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を作成しています。（5 年目にあたる平成 30 年度に中間見直し実施済。）「西東京市障害者基本計画」と今年度策定する「第 6 期西東京市障害福祉計画・第 2 期西東京市障害児福祉計画」は令和 5 年度末で終期が揃うこととなります。

2. 計画の性質

(1) 「障害福祉計画・障害児福祉計画」の位置づけ・他の計画との関係

- ① 「総合計画」・「地域福祉計画」の障害福祉分野の個別計画
- ② 「障害者基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に作成
- ③ 国の障害者基本計画、東京都障害者計画及び計画策定に係る国の基本指針等を踏まえ作成



(2) 「障害福祉計画（・障害児福祉計画）」と「障害者基本計画」の計画期間

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
------------	------------	------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

障害福祉計画

(第3期) H24~	(第4期)	(第5期)	(第6期)
---------------	-------	-------	-------

障害児福祉計画

→ 「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」を一体的に作成

(第1期)	(第2期)
-------	-------

障害者基本計画

(前期)	(後期)
------	------

中間年の見直し